



国宝「縄文の女神」

令和5年度舟形町職員採用試験実施要項

1. 受験申込の受付期間及び時間

令和5年7月1日（土） 8時30分～

令和5年8月4日（金） 17時15分まで

※原則、電子申請による申込とし、受付期間内に舟形町が受理したものに限り有効。

2. 採用区分・採用予定人員・職務内容

採用区分	採用予定人員	職務の内容
一般行政（初級）A	1名程度	舟形町一般行政事務に従事
一般行政（初級）B	4名程度	
土木（初級）	若干名	舟形町の土木又は農業土木関係の専門的、技術的業務に従事
保健師	若干名	舟形町の保健衛生に関する専門的、技術的業務に従事

※選考により採用予定人員に満たない場合もあります。

3. 受験資格

採用区分	生年月日	資格等	住所要件
一般行政（初級）A	平成17年4月2日～平成18年4月1日	令和6年3月31日まで高等学校を卒業見込みの方	採用後、舟形町内に居住する見込みのある方
一般行政（初級）B	平成5年4月2日～平成17年4月1日	高等学校卒業以上の学歴を有する方	
土木	昭和63年4月2日以降に生まれた方	高等学校卒業以上の学歴を有する方で、次のいずれかの資格を有している方 ①2級土木施工管理技士 ②技術士補 ③測量士補	
保健師	昭和63年4月2日以降に生まれた方	保健師免許取得者又は令和6年3月31日まで保健師免許資格取得見込みの方	

※上記の受験資格のほかに、次のいずれかに該当する場合は受験できません。

- ①日本国籍を有しない方
- ②地方公務員法第16条の規定に該当する方
イ禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
ロ舟形町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
ハ人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた方
ニ日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

4. 試験日等

試験	試験日	職種区分	試験種目	試験時間	試験会場
第1次	9月17日（日）	一般行政	・教養試験（初級） ・適性試験	10：00～12：00 12：20～12：40	舟形町中央公民館
		土木 保健師	・適性試験	12：20～12：40	
第2次	10月22日（日） 予定	一般行政 土木 保健師	・作文試験 ・面接試験	9：00～16：00（予定）	舟形町役場

※第1次試験は、新庄市・最上郡内の町村と同一日の「統一試験」となります。

※第2次試験は、第1次試験合格者のみ対象となります。（昼食は各自）

※不測の事態の場合は試験日や試験会場を変更する可能性があります。その際は町ホームページ等でお知らせします。

5. 受験手続

(1) 受験申込

- ① 令和5年7月1日から舟形町電子申請サービス「やまがた e 申請」で受け付けます。

舟形町電子申請サービス「やまがた e 申請」

https://apply.e-tumo.jp/town-funagata-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay.action

※電子申請による申込みができない特段の事情がある方は、7月27日（木）17時までにお問い合わせください。

- ② 上記サービス内の申込フォームに必要事項を入力し写真（縦横比4：3、申込前6か月以内撮影、脱帽、上半身、正面向、ファイル容量3MB以下）を添付してください。
※写真はスマートフォンで撮影したものでも構いません。スマートフォンでの撮影の場合、スマートフォンを横向きで撮影した写真を、縦横比4：3に編集し、添付してください。
※必要事項入力後、受験申込書と受験票の様式に入力内容が適切に出力されていることを確認し、申込を行ってください。
- ③ 申込最終日の8月4日17時15分までに受理したものに限り受け付けます。日数に余裕をもって手続を行ってください。
- ④ 受験申込書の記載事項、写真等が受験申込の要件を満たしていない場合は、受理できませんので充分注意してください。

(2) 受験票の交付

- ① 受験票は、8月下旬に発送を予定しております。届かない場合は連絡ください。
- ② 試験当日、受験票がない場合は受験できません。

6. 合格発表

第1次試験 10月中旬（予定） 第2次試験 11月中旬（予定）

※受験者には合否の結果を全員に書面で通知します。

※合格者については、舟形町役場前掲示場に受験番号を公表します。

7. 採用の時期

令和6年4月1日の予定

※高等学校卒業見込み者が受験年度中（令和6年3月31日まで）に卒業できなかった場合は、採用を取り消します。

※保健師の資格取得見込みの方が受験年度中（令和6年3月31日まで）に資格を取得できなかった場合は、採用を取り消します。（3月末までに国家試験合格証書の写しを提出していただきます。）

※合格者は、採用確認書の提出後に採用を内定します。また、採用前に人事（職場配置）の参考にするため健康診断を実施していただきます。

8. 給与等

舟形町一般職の職員の給与に関する条例、規則等に基づいて支給されます。

9. その他

- (1) 申し込み後、受験を取りやめる方は、事前に連絡してください。
- (2) 受験申込書に記載された個人情報等は、舟形町職員採用試験の資料とするものであり、目的以外に使用することはありません。

10. 受験申込及びお問い合わせ先

舟形町役場 総務課総務係 TEL 0233-32-2111（内線231）

〒999-4601 山形県最上郡舟形町舟形263番地